

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

令和6年4月10日 受理
令和6年4月22日 付託 総務委員会

提出者
札幌市東区
北海道を明るくする会
代表者 代表 女澤 信行

(要 旨)

札幌市役所においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、以後ハラスメントが起こらないように適切に対応してください。

(理 由)

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、令和5年だけで地方議会35か所以上（千歳市、釧路市など、北海道・東北地方10議会含む）、令和4年以前に6か所、今年3月議会で14か所、計55か所で庁舎内における勧誘・配達・集金に関する実態調査及び自粛を求める陳情が採択されました。

各種メディアでも実態が報告されていますが、庁舎内で、特定政党の機関紙をこれほど多くの職員が購読している、又はさせられていることに驚愕しています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっていることは、たいへん異常な事態でしょう。近年は、陳情提出を受けて、実態把握の為にアンケート調査を実施し、初めて明らかになった自治体が多くあります。

例えば、陳情採択された鹿児島県霧島市の調査結果（令和5年12月）では、勤務時間中などに勧誘され、購読を断れず、庁舎内で集金や配達に応じている管理職が7割以上にのぼる実態が浮き彫りになりました。自由意見欄には、「仕方なく購読を続けているが、本当はやめたい」「執行部側にも一定の対応指針を出してほしい」等の職員の苦悩の声が多数寄せられています。今回の実態調査が行われるまで、こうした勧誘実態や職員の想いは「見て見ぬふり」「声なき声」として執行部や議会から無視され続けてきたのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。「札幌市役所においては、職員に対する政党機関紙の勧誘行為が一切ありません（したがってハラスメントは起こりえない）」と断言できない状況があるならば、全国自治体においては「勧誘に心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙勧誘に対して心理的圧力を感じている職員がいなか現状把握に努めてください。